

長浜市空家等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(実態調査)

第3条 条例第12条の規定による実態調査を行う職員は、長浜市職員証に関する規程（平成18年長浜市訓令第25号）第2条の職員証（以下「職員証」という。）を携帯し、空家等の所有者等の求めのあるときは、これを提示しなければならない。

2 市長は、当該空家等の敷地内に立入調査を行おうとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等に対し、立入調査実施通知書（様式第1号）により立入調査を実施する旨を通知しなければならない。ただし、所有者等を確知することが困難であるときは通知は要しない。

3 実態調査の内容等は、長浜市特定空家等判断基準によるものとする。

(特定空家等の認定)

第4条 市長は、前条の実態調査の結果を基に、長浜市空家等対策推進会議において協議し、特定空家等を認定するものとする。

(助言及び指導)

第5条 条例第18条の規定による助言は、口頭又は文書により行い、同条の規定による指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(標識設置の通知)

第7条 条例第19条第3項の規定による標識の設置に係る通知は、標識設置通知書（様式第4号）によるものとする。

(命令)

第8条 条例第20条第1項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第9条 条例第21条第1項の規定による緊急安全措置の実施は、代執行令書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による緊急安全措置の実施に係る通知は、緊急安全措置履行通知書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第21条第4項の規定による緊急安全措置の実施に要した費用の請求は、緊急安全措置実施費用請求書（様式第8号）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

様

長浜市長

立入調査実施通知書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 9 条及び長浜市空家等に関する条例（平成 28 年長浜市条例第 27 号）第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり空家等の立入調査を行うので、長浜市空家等に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 立入調査を実施する空家等の所在地
- 2 立入調査の日時
年 月 日（ ）午前・午後 時 分ごろから
- 3 立入調査の趣旨及び内容

- ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第 1 6 条第 2 項に基づき、2 0 万円以下の過料に処せられます。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

長浜市長

指導書

あなたが所有（管理）する空家等について、速やかに必要な措置を講じるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号）第18条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

1 空家等の所在地

2 指導の内容

3 指導の理由

4 履行期限

年 月 日（ ）

備考

- 1 既に、必要な措置を講じていた場合は、行き違いですのでご了承ください。
- 2 必要な措置に着手したときは遅滞なく連絡をしてください。

様

長浜市長

勧告書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号）第18条の規定に基づき、年 月 日付で必要な措置を講じるよう指導したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、速やかに必要な措置を講じるよう法第14条第2項及び条例第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を講じた場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置を講じなかった場合は、法第14条第3項及び条例第20条の規定に基づき、当該措置を講じるよう命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

年 月 日

様

長浜市長

標識設置通知書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号）第19条第1項の規定に基づき、年 月 日付で必要な措置を講じるよう勧告したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、条例第19条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載した標識を当該空家等に設置するので、同条第3項の規定に基づき通知します。

なお、この件に関しては、年 月 日までに、下記により長浜市長あて意見を述べることができます。

記

- 1 所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告の内容
- 3 その他市長が必要と認める事項

.....きりとり.....

標識設置に係る意見書

年 月 日

長浜市長 あて

所有者等
住所
氏名

意見内容

様

長浜市長

命令書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号）第19条第1項の規定に基づき、年 月 日付で必要な措置を講じられるよう勧告したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、速やかに必要な措置を講じられるよう法第14条第3項及び条例第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を講じた場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項及び条例第21条の規定に基づき当該措置について緊急安全措置（行政代執行）の手続きに移行する場合がありますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき申し添えます。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過するまでに長浜市長に対し審査請求をすることができます。

様

長浜市長

代執行令書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号）第20条第1項の規定に基づき、年 月 日付で必要な措置を講じられるよう命令したところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、法第14条第9項及び条例第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 除却する物件
所在地
面積 m^2
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額
約 円

- ・この通知後に措置を講じた場合は、遅滞なく上記3に示す者まで報告をしてください。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過するまでに長浜市長に対し審査請求をすることができます。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

長浜市長

緊急安全措置履行通知書

あなたが所有（管理）する空家等について、年 月 日付代執行令書のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項及び長浜市空家等に関する条例（長浜市条例第27号）第21条第1項の規定に基づき、緊急安全措置（行政代執行）を履行したので、条例第21条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 当該空家等の所在地
- 2 当該措置の内容

年 月 日

様

長浜市長

緊急安全措置実施費用請求書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項及び長浜市空家等に関する条例（平成28年長浜市条例第27号）第21条第1項の規定に基づき実施した緊急安全措置（行政代執行）について、代執行に要した費用の額を下記のとおり確定したので、条例第21条第4項及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき請求します。

記

- 1 金額 (年 月 日に除却した所在地 円 円分)
- 2 納付期日 年 月 日
- 3 納付方法 別途納入通知書兼領収書による納付

- ・納付期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので申し添えます。